



答 申 書

平成24年1月12日

広島県後期高齢者医療広域連合長
伊 藤 吉 和 様

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会
会 長 片 岡 健



平成23年11月8日付け広広総第107号の諮問について、次のとおり答申します。

諮問事項 広島県後期高齢者医療広域連合における平成24年度及び平成25年度の保険料率
の設定について

【主旨】

事務局案を承認する。

(事務局案)

1 保険料率

均等割額	43,735円
所得割率	8.35%

2 賦課限度額

保険料の賦課限度額を50万円から55万円に改める。

3 不均一保険料率の設定

- (1) 医療の確保が著しく困難である地域の特例は適用しない。
- (2) 医療費の地域格差の特例を適用した保険料率を設定する。

ア 対象市町

神石高原町

イ 保険料率

均等割額	42,262円
所得割率	8.07%